

フェリーとしま2についてお知らせ(対象:十島村在住者・準住民)

【平成30年4月1日～】
離島住民運賃割引は、障害者等も割引対象になります！

十島村在住の方、又は準住民の認定を受けた方を対象に行われる離島住民運賃割引については、障害者等（※）についても平成30年4月1日から割引が適用されます。

※障害者等：十島村船舶使用料条例（昭和60年条例第19号）（以下「条例」という。）Ⅲ1(2)～(5)に定める身体障害者、知的障害者、精神障害者、被救護者、又は、条例Ⅲ1(2)～(5)に定める介護者、又は付添者である者

【割引後の運賃（片道）】

鹿児島								
1,660	口之島							
1,830	200	中之島						
2,080	560	330	諏訪之瀬島					
2,240	740	560	200	平島				
2,420	920	740	460	230	悪石島			
2,710	1,240	1,070	830	650	370	小宝島		
2,810	1,410	1,240	910	740	560	140	宝島	
	1,900	1,740	1,490	1,320	1,150	1,030	910	名瀬

※第2種身体障害者、第2種知的障害者・精神障害者（第2級、第3級）の方は片道101km以上を対象とします。よって、色づけされた区間は割引対象外となります。

【その他注意事項】

(1) 等級

上記金額は2等旅客運賃となります。

1等客室、又は指定寝台をご利用の方は別途追加料金が必要となります。

(2) 窓口で提示するもの

切符を購入する際は、窓口にて下記①、②を両方提示してください。

①住民、又は準住民であることが確認できる証明証

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は被救護者所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証